

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2021
1月号

No.171

着物等のレンタルトラブル

全国の消費生活センター等には、着物等のレンタル契約について「使用するのは2年近く先なのに契約時に全額入金を求められた」「法外なキャンセル料を請求された」などの相談や、新型コロナウイルスに関連して「成人式が中止になり振袖のレンタルをキャンセルしたが返金しないと言われた」「自己都合のキャンセルではないのに違約金が高額だ」といった特に解約やキャンセル料に関する相談が多く寄せられています。利用規約等で解約条件やキャンセル料がいつから、どのくらいかかるのかをしっかりと確認しましょう。

<契約時に注意すべきポイント>

「今だけのお得なキャンペーン」「期間限定の特典」などと業者から契約をすすめられることがあります。しかし、「これを着る!」と決めることは同時に「これ以外は着ない!」と決めることでもあります。トラブルを避けるためには、契約をせかされても迷っているうちは契約しないことや、契約前に十分な情報を集めることが大切です。

①レンタルされる商品の内容

衣装のほか小物を含め、何が「レンタルされる商品」に含まれるのか

②レンタル以外のサービスの内容

着付けや写真撮影など、どんなサービスがあるか

③料金

上記①、②の「何」に対して「いくら」支払うのか

④レンタルの期間 貸出日と返却日

⑤契約の成立時期

⑥解約条件

どういう場合に解約できるのか

⑦キャンセル料

「いつ」から「どのくらい」かかるのか



不安に思った場合や、事業者とトラブルが生じた場合など、お困りの際には、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



衣更着

(きさらぎ・如月)は
使い古しを

下に着る

松茂町
つくもはじめさん

買うならば

小さい文字まで
よく読もう

阿南市

トラちゃんさん

電力・ガスの契約の切り替えは慎重に

2016年4月1日より電力、2017年4月1日よりガスの小売全面自由化が始まりました。新たな事業者の参入もあり、様々な事業者が料金プランを提示している中、国民生活センター及び各地の消費生活センター等、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、電話勧誘・訪問販売をきっかけとした電気・ガスの契約の切り替えに関するトラブルなどの相談が寄せられております。

<消費者へのアドバイス>

◎検診票の記載情報（氏名（契約名義）、住所、顧客番号、供給地点特定番号等）は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐ教えないようにしましょう。

◎大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をするケースもみられます。勧誘してきた会社と新たに契約する電力・ガス会社の社名や連絡先を明確に確認しましょう。

◎電気・ガスの料金プランや算定方法をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。また、検針票等の料金の明細書は必ず確認しましょう。

◎契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。

◎契約している会社が事業撤退する場合等でもすぐには電気・ガスは止まりませんが、供給停止日を明示した通知がきますので、早めに電力・ガス会社の切り替え手続きを行って下さい。



消費者庁イラスト集より

食品による子どもの窒息・誤嚥（ごえん）事故に注意！

～気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで～

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下が73名で9割を占めていました。特に、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもが豆やナッツ類を食べると、のどや気管に詰まらせて窒息してしまったり、肺炎を起こしたりするリスクがあります。

①硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせない、小さく砕いた場合でも気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。②ミニトマトやブドウ等の球状の食品は乳幼児には4等分する、調理して柔らかくするなどしてよくかんで食べさせましょう。③食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。④節分の豆まきは個包装されたものを使用するなど工夫して行い、後片付けを徹底しましょう。

【国民生活センターより】

《コラム》「消滅時効」のルールが変わりました ～県消費者法務相談員：中川まな美（弁護士）～

令和2年4月に改正民法が施行されました。これによって、消滅時効のルールが変わったことについて、お話しします。

消滅時効とは、一定期間権利を行使しないでいると、その権利が消滅してしまうという制度です。例えば、お金を貸した人は、お金を返すよう請求しないまま消滅時効期間が経過してしまうと、お金を返してもらえなくなってしまいます。これに対して、お金を借りた人は、お金を返さないまま、消滅時効期間が経過すると、「時効だから払わない」と言えるようになります。

改正前民法では、消滅時効の期間は、原則として、「権利を行使できる時から10年」でした。そして、これとは別に、飲食代やタクシー代等は1年、授業料や弁護士報酬等は2年、医師の診察報酬や工事代金等は3年でそれぞれ消滅時効にかかるというような細かい例外規定が置かれていました。

今回の民法改正によって、消滅時効は、原則として「権利を行使できることを知った時から5年」、権利を行使できることを知らなくても、「行使できる時から10年」と統一され、細かい例外規定がなくなりました。そのため、かなりわかりやすくなったと思います。

ただし、新しい民法が適用されるのは、令和2年4月1日以降に成立した債権です。その日より前に契約が締結されていた場合等は、改正前民法が適用されますので、注意しましょう。

今こそ地域を応援する「エシカル消費」に取り組みましょう

「エシカル消費」とは、環境、人や社会、地域に配慮して消費を行い、環境問題等の社会的課題の解決を考慮すること、またそうした課題に取り組む事業者を応援することです。

例えば、食品ロスをなくす（環境）、障がい者の社会参加に繋がる商品を選ぶ（人）、フェアトレード商品を選ぶ（社会）、地元の産品や被災地の産品を買う（地域）といった行動です。

徳島県では、事業者や学校、団体が自らのエシカル消費に対する思いや取組を自主宣言する「エシカル消費自主宣言事業者」を募集しており、現在47事業者（R3.1現在）となりました。代表的な取組を紹介します。

○(株)日誠産業

古紙パルプを生産する本業を通じて、学校や行政と連携した紙パックのリサイクル推進の活動を行っています。



コロナ禍の生活の変化により、大量消費を見直し、物を大切にすることや、地元の産品を購入し応援しようとするのがエシカル消費推進のきっかけにもなっています。持続可能な社会の実現に向けて、できることから少しずつ始めてみませんか。

～「エシカル消費」をもっと詳しく～

エシカル消費ってなに？～世界を変える私たちの行動～（動画）★視聴回数1万回を突破しました！★

<https://www.youtube.com/watch?v=tJqab2Un13M&feature=youtu.be>

地域×企業のためのSDGs実践セミナー

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/world.consumer.forum/sdgsseminar/>

発電機や炭での一酸化炭素中毒に注意！

- ・一酸化炭素は、無色・無臭で気が付きにくい人体に有毒な気体です。最悪の場合、死に至ることもあります。
- ・発電機の排気ガスで一酸化炭素事故も起きています。屋内や車庫などの風通しの悪い閉鎖された空間で使用するのは絶対にやめましょう。
- ・木炭・練炭などの炭の燃焼でも一酸化炭素が発生します。屋内で使用する場合は十分に換気しましょう。
- ・ガスの不完全燃焼などによる一酸化炭素中毒の事故もあります。こまめな換気を心がけましょう。
- ・一酸化炭素を感知し、危険を知らせる「住宅用ガス・CO警報器」を設置するのも事故を防ぐ手段として有効です。



○NPO法人あわ・みらい創生社
エシカル消費を通して地域の子育て支援に繋がる寄付制度の仕組みを構築しています。



○とくしま障がい者就労支援協議会
会員施設では阿波藍を建てて染める工程から製品の製造販売を一貫して行っています。



くらしのコラム

枕詞では差は分からない
～並肉は上肉・中肉より品質の劣る肉～

商品販売で、ある程度飽きられる、また、値上げしたくなると、イメージアップを図る。シルバー云々とかゴールド云々と言う類の枕詞を付ける。高級品であるかのようであり、美味しいとさえ思わせる。

お店の場合は、本家、本店、老舗、本舗、元祖、始祖、本家などの枕詞を付けてあることがあり、格付けを自慢している。旅先で土産を購入する目安ではあるが、その土産の商品価値との関係は分かり難い。

最近の車事情は知らないが、昭和40年代に軽四の車を買った。デラックスを購入してうれしかった。後で知ったが、スタンダードはあるにはあるがほぼ売れない。デラックスはいわば並肉である。言葉は並みと言いつつ、標準ではなく標準以下なのである。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

